

## 「山形村太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例」の概要

村民の皆さん、事業者の方々に条例の趣旨や内容をご理解いただき、必ずルールを守っていただくため、条例の主要な部分を抜き出し、分かりやすい表現でまとめたものについて説明します。

なお、手順の手順や書類の様式、設置基準などの詳細は、本条例の施行規則により規定しています。

### ◆第1条（この条例を制定する目的）

事業系の太陽光発電施設を巡って様々なトラブルが発生する中、今後本村においては災害リスクの高い場所、景観や生活環境への影響が懸念される場所への施設建設に一定の基準を設ける。同時に事業者に対しては、村民の暮らしに配慮した責任ある事業遂行を求め、秩序正しい土地利用と、だれもが受け入れられる自然エネルギーの普及を推進し、安心安全で持続可能な地域社会の形成を目指す。

### ◆第2条（定義・・・この条例の中で使用されている用語の意味）

太陽光発電施設	太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備。
太陽光発電事業	上記の設備を稼働させて発電、売電を行うこと。
事業者	・発電施設を設置(増設、改修を含む。)する者。 ・施設設置のための土地造成を行う者。 ・施設を所有し、発電事業を行う者。 以上の全ての者をいう。
事業区域	発電施設を設置し、事業を行う一団の土地。
地元地区等	・その事業区域を含む行政区及び連絡班。 ・その事業区域の境界から100メートルの範囲内にある行政区及び連絡班。
周辺住民等	・その事業区域の境界から100メートルの範囲内に居住する世帯の住民。 ・その事業区域の境界から100メートルの範囲内に土地又は建物を所有する者。

### ◆第3条（適用除外・・・この条例の規定の対象としないもの）

- (1) 建築物の屋根または屋上に設置する設備。 (2) 発電出力が10キロワット未満の設備

※地面に直接架台を置いてパネルを設置する土地利用型の施設のみを対象とします。個人が自分の敷地内の土地に設置する場合も、10キロワット以上であれば全て対象となります。

### ◆第4条 ～ 第6条（それぞれの立場で果たしていただく責任）

事業者	法令及びこの条例の規定を守り、発電事業に関して住民の理解と合意形成がなされるよう努めること。 発電事業の最初から終わりまで、すべての期間にわたって常に責任の所在を明確にし、設置後の維持管理、災害・公害の防止、安全対策と生活環境の保全に万全を期して、地域住民との良好な関係維持に努めること。
村民	行政区、連絡班及び住民等は、事業計画の説明会への出席や、施設設置に対する地元の話し合いなどに協力し、地域の意思表示が適切に行われるよう努めること。
地権者	発電施設を設置しようとする土地の地権者は、周辺住民の生活への影響を十分考慮し、災害発生のおそれ、景観や生活環境、農業振興への悪影響などのおそれのある事業計画に対しては土地を使用させることのないよう慎重な判断に努めること。

#### ◆第7条（設置抑制区域）

近年多発する局地的集中豪雨等による土砂災害のほか、多様な災害の被災による災害廃棄物の発生防止と、農業振興に資する優良農地の保持のため、次に掲げる区域を、新規に発電施設を設置することが適当でない区域として、村が「設置抑制区域」に指定する。

- (1) 砂防指定地域
- (2) 急傾斜地崩落危険区域
- (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（ハザードマップ上に示された区域）
- (4) 森林法に規定する民有林
- (5) 農業振興地域内の農用地区域（いわゆる青地）（ただし、営農型発電事業の場合を除きます。）

※村が独自に「設置禁止区域」を設けることはできません。しかし想定をはるかに超える気象災害が多発する時代、本村には被災リスクの高い地域が散在しています。また、これまでに大規模な農業基盤整備事業を導入してきた優良農地が多く存在しており、投機的な利用は無秩序な開発を助長してしまいます。したがって、これらの土地への発電施設の建設は適当でないと判断し、設置を極力回避すべき区域として指定します。

#### ◆第8条（土砂災害警戒区域及び特別警戒区域内への設置に対する地域の同意）

設置抑制区域のうち、土砂災害警戒区域内に設置しようとするときは、事業者は、その警戒区域内であって事業区域の境界から300メートルの範囲内にあるすべての連絡班から同意を得ること。また、土砂災害特別警戒区域内に設置しようとするときは、これらに加え、その特別警戒区域内に居住するすべての世帯から同意を得ること。

※前条で述べたとおり本村は集落に近接した場所に土砂災害警戒区域が重複する地形が多く、被災リスクが高くなります。こうした区域内への施設設置には、少なくともその地域に暮らしている方々の理解と合意が必要であるという考えから、それぞれの警戒区域に関する同意要件を設けました。

#### ◆第10条（太陽光発電事業計画に関する住民説明会）

事業者が、上記の区域要件を検討したうえで、事業に着手しようとするときは、地元地区等（区及び連絡班）、周辺住民等（居住世帯住民と土地建物所有者）などを対象に事業計画についての説明会を開催し、設計者による説明を行うこと。この際、説明会に出席できなかった者に対しては、説明会の内容を周知すること。なお、説明会での質疑応答を記した会議録を作成し、村長に提出すること。

※村内の土地に発電施設を設置するにあたっては、必ず半径100メートルの範囲内の関係者及び、第8条に該当する連絡班と個人に対して事業計画の説明を求めます。その場で住民から出された意見や質問と、それに対する回答、対応を記した会議録を作成し保管することを規定しています。

#### ◆第11条（協定書等の作成・・・事業者と地域との申し合わせ、約束ごと）

地域住民は、事業計画の説明を受けた結果、安心安全な生活環境を保つため必要があると判断したときは、行政区または連絡班を単位として、事業者に対して協定書または合意書の作成を求めることができる。また、事業者はその求めに応じて両者で内容を十分協議したうえで、これらを作成しなければならない。

※その地域の特別な事情や不安な要素を解消するための対策などを地域と事業者が共に考え、協議してよりよい事業運営がなされるように、必要に応じて両者で事前に約束を交わす機会を設けます。

◆第12条（農地転用など法令に基づく許認可の申請手続について）

発電事業の計画に農地転用など法令に基づく許認可や届出の手続を伴う場合において事業者は、地域とのトラブル発生防止と事業目的達成の確実性を保障するため、住民説明会及び地元地区等との必要な協議が終了したあとに、これらの申請等の手続を行うこと。

◆第13条（実施協議・・・役場の各部署と施設設置に関する具体的な協議）

事業者は、これまでの諸手続により、事業実施が見込まれることとなったときは、次に掲げる事項について村と協議すること。

- (1) 建造物の安全性に関する基準
- (2) 周辺住民等の生活環境への配慮及び景観の保全に関する基準
- (3) 災害及び災害廃棄物の発生防止に関する基準
- (4) 事業区域内の維持管理に関する基準
- (5) 発電事業終了後の処置に関する基準

※この条例の施行規則において、それぞれの項目の詳細を定めています。

◆第16条（非常時の対応・・・事故や災害発生時の留意点）

事業者は、発電施設を原因とする事故や異常事態が発生したときは、直ちに現地を確認し、必要な措置をとること。併せて、周辺住民への周知、村への報告など、迅速かつ適切に対処すること。

◆第17条（発電設備の適正処分）

事業者は、発電事業が終了したときは、その土地がその者の所有地であるか否かに関わらず、発電設備を放置することなく、速やかに撤去し、適正に処分しなければならない。

◆第18条（事業の承継・・・事業者の変更）

発電事業の実施期間の途中において、事業者が変わる場合は、変更後の事業者は、変更前の事業者が行った手続その他一切の行為を引き継ぐものとする。事業の承継にあたっては、事前に地元地区等及び周辺住民等に周知すること。

※事業者の変更などの経過を明らかにして、事業責任者を常に明確にすることを規定しています。

◆第19条～第20条（指導、助言、勧告等）

村は、この条例の運用に関して必要があると認めるときは、事業者に対して適切な措置を講ずるよう指導、助言をすることができる。

村は、事業者がこの条例を守ることなく事業を実施し、または信義に反して行って行為に対して、是正の期限を定めて勧告をすることができる。

事業者が村の勧告に従わないときは、その旨と共に事業者の氏名または名称を公表することができる。